

うつ病支援の会あさお 規約

第一章 総則

(名称)

第1条 この会は、うつ病支援の会あさお（以下本会という。）という。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、川崎市麻生区百合丘3-19-13-108 田中元介 内に置く。

第二章 目的および活動

(目的)

第3条 本会は、川崎市民および在勤者に対して、うつ病についての理解の促進、うつ病の方への支援、自殺についての理解とその予防に関する活動を行ない、うつ病と自殺の低減に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の活動を行なう。

- (1) GENさんのつどい（うつ病に関心のある方々のおしゃべり会）の開催
- (2) 本会主催の学習会等の開催
- (3) 個別の相談・支援
- (4) 団体へのセミナー講師派遣、うつ病対策の相談
- (5) その他、本会の目的に沿った活動

第三章 役員

(役員の設定)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1人
- (2) 総務担当役員 1人
- (3) 会計担当役員 1人
- (4) 広報担当役員 1人
- (5) 企画担当役員 1人
- (6) その他役員 必要に応じて置くことができる。

(役員を選出)

第6条 役員は、役員会において選出する。

(役員職務)

第7条

- (1) 代表は、本会を代表し会務を統括する。

- (2) 総務担当役員は、会場確保等の総務事項を担当する。
- (3) 会計担当役員は、財産および会費・助成金・経費等の入出金管理を担当する。
- (4) 広報担当役員は、会員の募集・本会の活動のPRを担当する。
- (5) 企画担当役員は、活動の提案・企画を担当する。

(役員兼務および任期)

第8条

- (1) 役員は、他の役員の任務を兼務することができる。
- (2) 役員の任期は1年間とし、留任を妨げない。

(役員報酬)

第9条 役員報酬は、無報酬とする。ただし、退任時に社会通念上常識的な金額の謝礼をすることができる。

第四章 会の運営

(会議)

第10条

- (1) 本会役員で構成する役員会を1回/年、および必要に応じて開催する。
- (2) 役員と、側面から活動を支援する「支援スタッフ」による支援スタッフ会議を、必要に応じて開催する。

(経費)

第11条 本会の経費は、学習会等受講料・寄付金・講演料・助成金等によって賄う。

(事業年度)

第12条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(改定)

第13条 本規約を改定する場合は、役員会で議決しなければならない。

平成31年3月31日をもって平成27年4月4日改訂の規約は効力を失い、平成31年4月1日からは平成30年4月7日改訂の規約を適用する。

制定	平成20年	1月1日	制定責任者	田中元介
改訂	平成21年	4月4日	改訂責任者	田中元介
改訂	平成22年	4月3日	改訂責任者	田中元介
改訂	平成23年	3月6日	改訂責任者	田中元介
改訂	平成24年	4月7日	改訂責任者	田中元介
改訂	平成27年	4月4日	改訂責任者	田中元介
改訂	平成30年	4月7日	改訂責任者	田中元介